

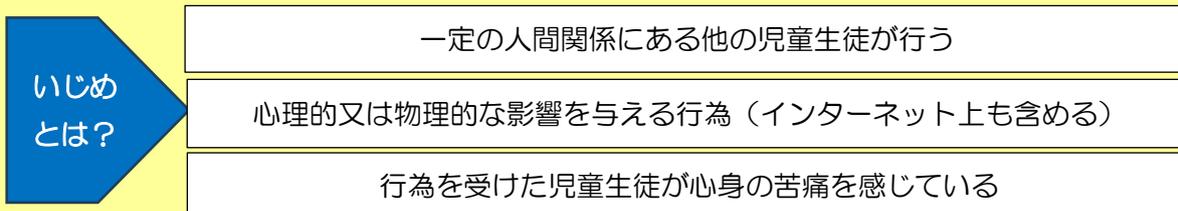
いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

小樽市立手宮中央小学校 令和7年（2025年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1. いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。



それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた児童が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します

2. 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

手宮中央小学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい



- (1) いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識します。
- (2) 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という強い認識に立ちます。
- (3) いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行います。
- (4) いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であると認識します。
- (5) 学校・家庭・地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組みます。

手宮中央小学校
いじめ対策組織
の役割や活動

[名称] いじめ防止委員会

- (1) 構成員…校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、当該担任
(場合によっては、スクールカウンセラー、警察、医療機関、スクールソーシャルワーカー等)
- (2) 主な業務内容
アンケート調査、教育相談等の結果を分析、いじめとして対応すべき事案か否かの判断、被害児童の心身のケア、加害児童の指導、再発防止、教育委員会との連携、学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際には警察に相談・通報し、連携して対応（詳しくは別紙『警察と連携した「いじめ問題へ」への対応を参照）

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

- 「手宮中央小いじめ防止基本方針」に基づく計画的な活動 <主なもの>
- ①いじめアンケートの実施（年2回）
 - ②児童理解ツール「ほっと」の実施
 - ③情報モラル教室の開催
 - ④スクールカウンセラーとの連携研修の開催
 - ⑤ネットパトロールの実施
 - ⑥いじめ防止標語の作成
 - ⑦いじめに関する啓発活動（小樽いじめ防止サミットへの参加等）の実施

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和7年度小樽市立手宮中央小学校のいじめ対策組織担当は、教頭 渡邊です。

連絡先 0134-25-0037（学校代表電話）

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター（電話）	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9～12時 13～17時
（メール）	tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	
後志教育局教育相談電話（電話）	0136-22-2222	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

